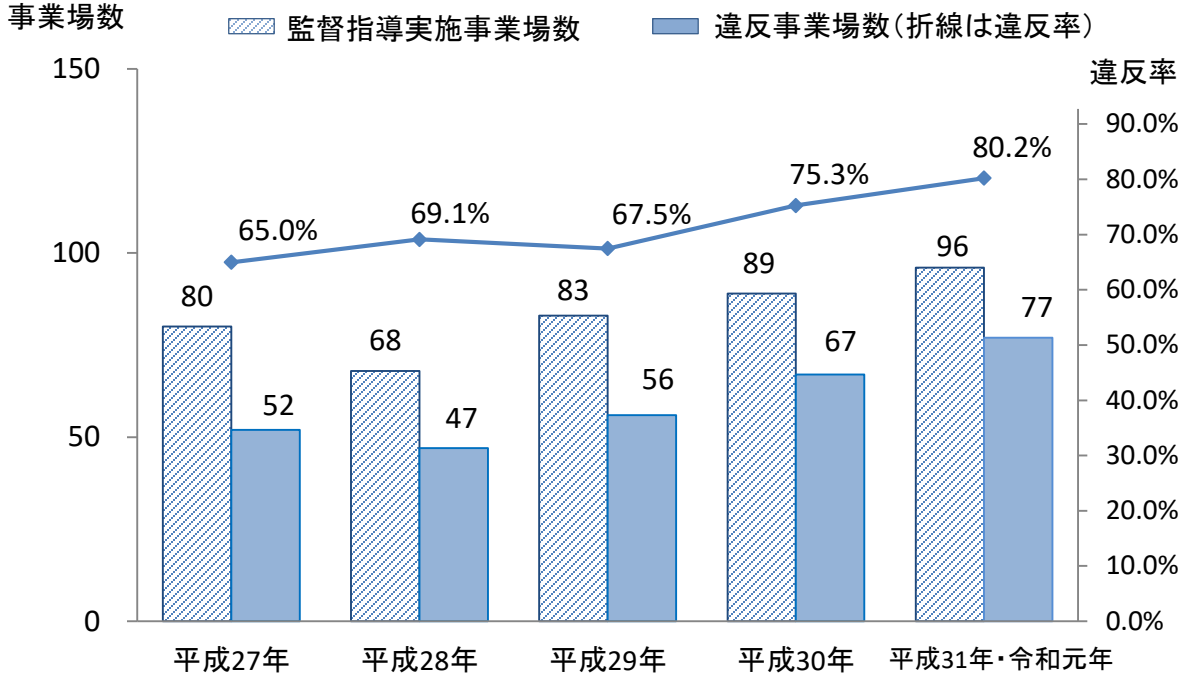


技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（平成31年・令和元年）

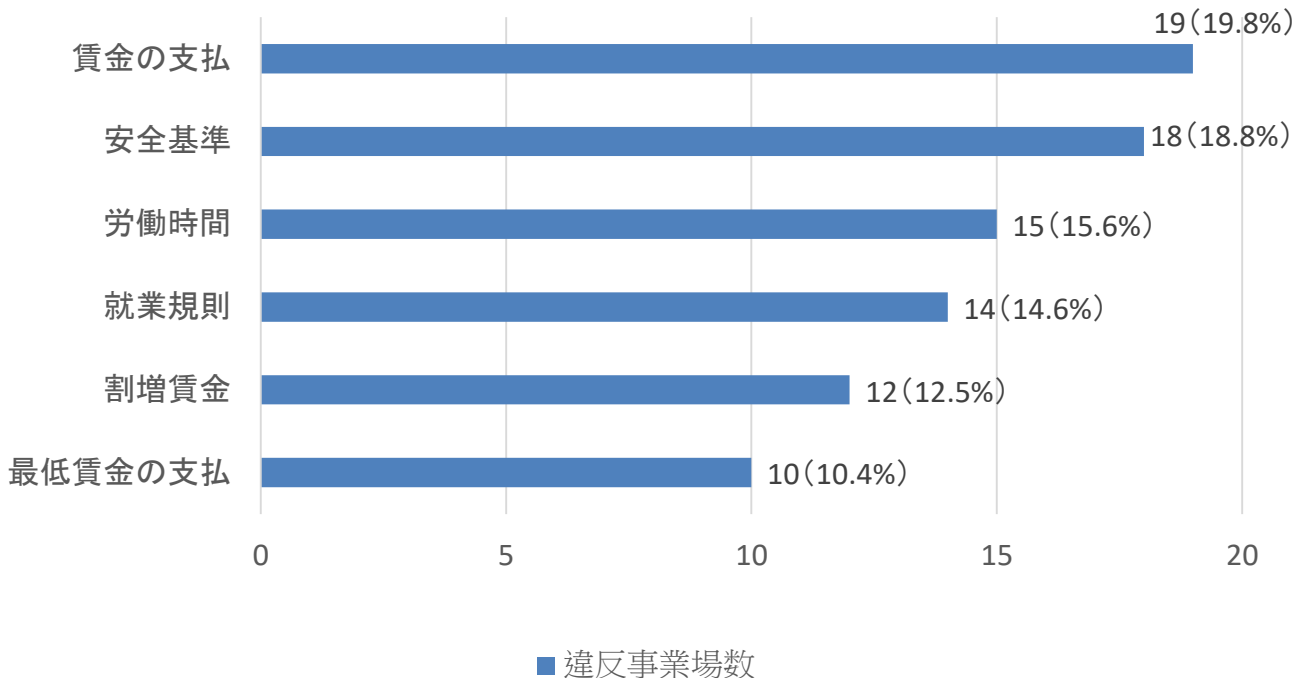
1 監督指導の状況

- (1) 長崎労働局内の労働基準監督署において、実習実施者に対して96件の監督指導を実施し、その80.2%に当たる77件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①賃金の支払（19.8%）、②使用する機械等の安全基準（18.8%）、③労働時間（15.6%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	46	39 (84.8%)	安全基準 14(30.4%)	労働時間 10(21.7%)	就業規則 8(17.4%) 割増賃金 8(17.4%)
食料品製造	23	17 (73.9%)	賃金の支払 6(26.1%)	最低賃金 の支払 5(21.7%)	労働時間 3(13.0%) 法令等の周知 3(13.0%)
農業	11	9 (81.8%)	賃金の支払 5(45.5%)	最低賃金 の支払 3(27.3%)	寄宿舍規則 2(18.2%) 安全基準 2(22.2%) 健康診断 2(18.2%)
<参考> 全業種	96	77 (80.2%)	賃金の支払 19(19.8%)	安全基準 18(18.8%)	労働時間 15(15.6%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い3職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
食料品製造・・・食料品製造業
農業・・・農業、畜産業

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

労働災害発生を契機として無資格就労が発覚した事案

<概要>

金属製品製造業の事業場において、クレーン業務特別教育を修了していない外国人技能実習生に天井クレーンの運転業務を行わせ、同技能実習生が鉄骨を移動させようとしたところ、隣接した別の鉄骨に接触し吊り荷が転落した。

その結果、近くにいた同僚の外国人技能実習生(被災者)に接触し、足を骨折したもの。

さらに、同外国人技能実習生に無資格のまま、玉掛け作業(クレーンの吊り荷をワイヤーロープ等で固定する作業)を行わせていたもの。

<主な指導内容>

無資格就労については是正勧告

事例 2

外国人技能実習機構と合同で調査した事案

<概要>

賃金が適正に支払われていないとの情報を契機に、外国人技能実習機構と合同で、繊維製品製造業の事業場に立入調査を実施したところ、外国人技能実習生3人に対して、時間外・休日労働に関する協定届(通称「36協定」)の限度を超え、時間外労働を行わせ、かつ、賃金について、毎月数万円程度支払うのみで、全額の支払いをしていなかったもの。

なお、当該外国人技能実習生3名に対して、合計約450万円の賃金を支払っていなかった。

<主な指導内容>

ア 36協定の限度を超える時間外労働に対して是正勧告

イ 不払賃金については是正勧告

2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

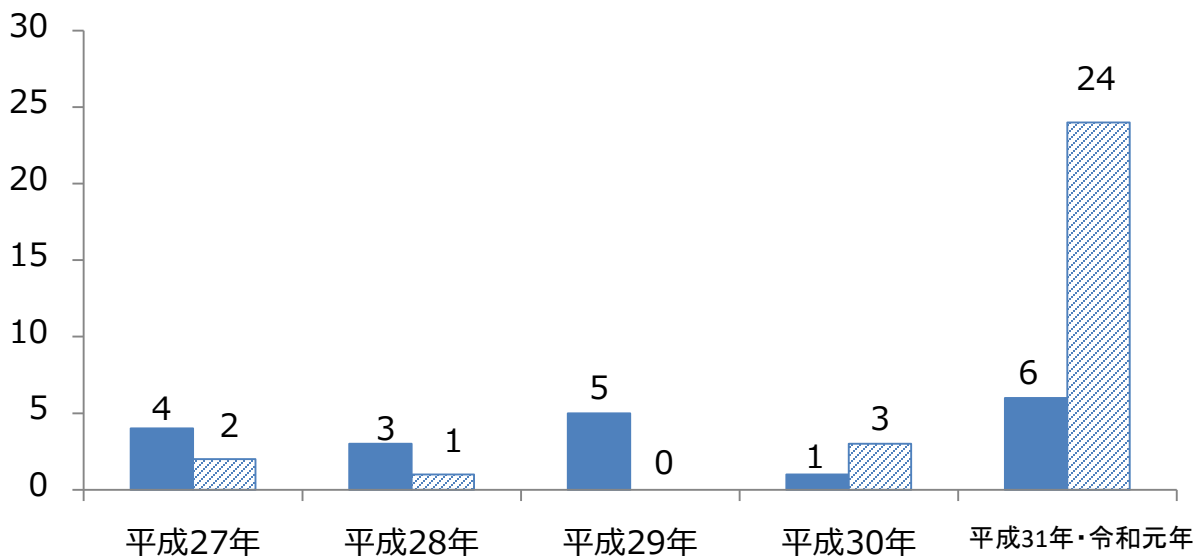
- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は6件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は24件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案12件を含む。

通報件数



■ 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ

▨ 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ

- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。
- (4) なお、監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしております。